

令和3年

第16回 会津美里町教育委員会議事録

11月定例会

令和3年11月定例会

- I. 日 時 令和3年11月18日(木) 午前9時
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 206会議室
- I. 出席委員 教 育 長 歌 川 哲 由
委 員 小 関 れい子
委 員 須 田 健 志
委 員 武 藤 周 一
委 員 山 内 一 枝
- I. 出席説明者 教育文化課主幹兼指導主事 金 川 純
教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 福 田 富美代
教育文化課長補佐 渡 部 雄 二
教育文化課長補佐 鵜 川 晃
教育文化課学校給食センター所長 馬 場 雄 一
- I. 傍 聴 人 な し

令和3年11月定例会次第

1. 開会

2. 議事録の承認

令和3年第14回会津美里町教育委員会10月定例会議事録の承認について

令和3年第15回会津美里町教育委員会10月臨時会議事録の承認について

3. 教育長報告

4. 審議事項

報告第26号 専決処分の報告について（会津美里町教育委員会職員の任命について）

報告第27号 専決処分の報告について（会津美里町協働活動サポーターの委嘱について）

報告第28号 会津美里町教育支援委員会審査結果の報告について

議案第78号 会津美里町体育施設（高田地域体育施設）の指定管理者の指定について

議案第79号 就学援助費交付対象児童生徒の認定について

議案第80号 被災児童生徒就学援助費交付対象児童生徒の認定について

議案第81号 会津美里町学校給食用食材の納入業者の選定に関する要綱

5. 協議事項

(1) 文教施設訪問について

(2) その他

6. 報告事項

(1) 学校給食運営委員会臨時会の審議結果について

(2) 共催・後援承認依頼について

(3) 児童・生徒に関すること

(4) 教職員に関すること

(5) 生涯学習に関すること

(6) 教育関係施設に関すること

(7) 事務局報告事項

①教育文化課

②認定こども園

(8) その他

7. その他

(1) 今後の行事予定について

(2) 次回委員会の開催予定日について

8. 閉会

○開会時刻 午前9時00分

1. 開会

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 課長所用のため欠席となります。総合教育会議のご出席ありがとうございました。新たなプロジェクトに向け、一步踏み出すことができたかと思えます。また、先日、改選後の初議会があり、議長・副議長が選出され、議会も新たな体制でスタートしたところです。教育委員会11月定例会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長、よろしくお願ひいたします。

教育長 令和3年第16回会津美里町教育委員会11月定例会を始めます。

会期は1日です。

出席は委員全員です。

事務局の出席者は、福田主幹兼公民館長兼図書館長、金川主幹兼指導主事、渡部課長補佐、鶴川課長補佐、本日は、学校給食センター馬場所長にも入っていただいております。

議事録署名人は、全員でお願いいたします。

2. 議事録の承認

教育長 初めに、令和3年第14回会津美里町教育委員会10月定例会の議事録の承認について、お気づきの点ありましたらお願いをしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長 令和3年第14回会津美里町教育委員会10月定例会議事録は承認とさせていただきます。

続きまして、令和3年第15回会津美里町教育委員会10月臨時会の議事録の承認についてを議題といたします。

何かございませんでしょうか。課長補佐の補足は要らないですか。

教育文化課長補佐 10月臨時会の議事録ですが、当日、臨時会のときには「その他」の項目がなく進めましたが、審議事項の後に10月定例会の条例改正の確認事項ということで、そのまま審議事項の中で話をしたのですが、実際は「その他」ということで審議事項と分けていただければと思いますので、この次第を3番の「その他」を追加させていただきます、別項目で修正させていただければと思います、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 補足説明がありました、それらを含めお気づきの点ございましたらお願いしたいと思ひます、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 異論がないようですので、令和3年第16回会津美里町教育委員会10月臨時会の議事録については承認とさせていただきます。ありがとうございます。

3. 教育長報告

教育長 3ページの10月26日、本郷小中学校の校舎連結を考へてみたいということで、専門家に打診して、ヒアリングをさせていただきました。廊下により公道上を空中でつなぐのは非常に障害が多く、なかなか難しい状況があります。時間が相当かかることも見えてまいりまして、善後策をどうするかと検討を進めているところです。

11月4日に学校経営ビジョン研修会を行いました。来年度コミュニティ・スクールに移行することを念頭に準備を進めておりますが、7校の校長に集まっただき、会津教育事務所の主任社教主事からコミュニティ・スクールに対応できる学校経営の進め方、ビジョンについて、演習も含めた研修をしていただきました。校長同士、自分たちの中学校区にどんな課題があり、どのような学校を目指していけばいいのかということ、熟議に近いやり方の研修でよかったと思ひています。

11月5日、檜葉町の教育委員会、課長と指導主事が来庁し、今後姉妹都市としての交流の進め方について、意見交換をしました。イベントに参加するだけというふうな、単発的な交流ではなくて、檜葉町が震災以降こちらに避難されていて、10年以上たったわけですが、様々な町の人との交流や、受けた支援とか、そこには人間的な感動を生むような美しい話も山ほど埋没しており、そういうものをアーカイブとして掘り起こして、子ども達の今後の教育にも使っていこうということで、檜葉町も積極的になっておりますので、私たちとしても子ども達にも知らせたいし、教育もできたらいいかなと思ひているところでもあります。来年以降できるところから進めてまいりたいと思ひておりました。

以上、教育長報告ですが、何かお気づきの点がありましたらお願いしたいと思ひます。

(「なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。
教育長報告を終了します。

4. 審議事項

教育長 4 番の審議事項に参ります。

◎報告第 26 号

教育長 報告第 26 号「専決処分の報告について（会津美里町教育委員会職員の任命について）」を議題とします。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 審議事項に入る前に、10月定例会で提案させていただいた議案第 71 号、議案第 72 号の給食センター条例の一部改正と施行規則の一部改正について、今月再提出というお話をしておりましたが、次回の12月定例会で提案させていただきます。

教育長 もう少し検討を加えたいということですか。

教育文化課長補佐 議案第 73 号と第 74 号の件だと思いますが、議案第 74 号は全庁的な影響があるかと思われ、今総務課とも協議中ですので、もう少しお時間をいただき、12月定例会に改めて提案させていただきたいので、ご了承願います。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 議案第 73 号、「学校給食センター運営規則の一部を改正する規則」、議案第 74 号「会津美里町職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令」ですが、次会提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

教育長 「諮る」という文言の取扱い、加えて会津美里町職員というところがあって、教育委員会の職員と捉えられないというところで全庁に関わるということもあり、総務課とすり合わせをしているところですので、12月定例会に回すということでご了解いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 ありがとうございます。

先ほど宣告しました報告第 26 号「専決処分の報告について（会津美里町教育委員会職員の任命について）事務局の説明をお願いいたします。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 （報告第 26 号「専決処分の報告について（会津美里町教育委員会職員の任命について）」説明）

教育長 学校給食センターの統合、新築移転ということで、来年の 3 月までの間ではありますが、半年近く加配をして準備に当たるという意図ということですか。

11月1日からお願いしなければならなかったということで、専決したのですが、疑問点やご意見などありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。
 報告第26号を終了いたします。

◎報告第27号

教育長 報告第27号「専決処分の報告について（会津美里町協働活動サポーターの委嘱について）」を議題といたします。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 （報告第27号「専決処分の報告について（会津美里町協働活動サポーターの委嘱について）」説明）

教育文化課長補佐 （追加説明）

教育長 11月1日からお願いしなければならなかったため専決させていただきました。
 報告ですが、疑問点等ありましたらお出しいただきたいと思います。学習支援員のようにタブレット端末などを使った授業に入っていて、子ども達の補助をしたりというような形がほとんどかなと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。
 報告第27号を終了させていただきます。

◎報告第28号（非公開）

◎議案第78号

教育長 議案第78号「会津美里町体育施設（高田地域体育施設）の指定管理者の指定について」を議題といたします。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 （議案第78号「会津美里町体育施設（高田地域体育施設）の指定管理者の指定について」説明）

教育長 ご質問があればお願いをいたします。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 申請のあったものはクラブ衆1団体だけでしたが、実績もあるということで、高く評価していただいているところです。

教育長 申請が1団体しかなかったということですが、ご質問があればお願いします。

委員 申請がクラブ衆1団体というところで、確認させてほしいのですが、競争になればこの点数の意味が出てくるのでしょうか、もともとこういう配点で平均79.7点です。では、どのレベルからオーケーになるかというベースになる部分はあるか。例えば70点以上とか、75点以上ということであれば、いいとか、悪いとかと判断する基準というのは何なのか。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 審議会の所管課は総務課で、当課は説明する機会の場合だけ参加していますので、決定権となる基準というものは把握しておりません。2年前に新鶴地域の指定管理者を決めるときには、2団体あり、その際は振興公社に指定管理をお願いすることになり、80点を超えていたようでした。それを受けて、クラブ衆側もある程度努力していろんな社会貢献に取り組み、熱意が感じられるという評価をいただきながらも、点数は少し低いのではないかという話もあったところです。ただ実績というか、5年間だけではなく、その前の3年間も含め、トータル8年間という実績もありということで、その基準、80点は超えてはいませんが、評価は高かったのではないのでしょうかというお話はさせていただいたところです。

委員 基準の点数がなくて、例えば1社だからいいですという話は、結果としてはそうなるのは分かるが、ただベースの基準点というのは、最初から設定されないままにこれでいいですよというのは、少し違和感があります。そこは逆に大丈夫なのか。1社しかありませんから、仕方ありませんではないと思います。この基準、2から6までですか、点数の合計で例えば最低ラインが80点以上というのが別にあれば、どこかで定めておく必要はないのか。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 総務課に確認しておきます。

委員 これが50点だって1社しかなければ対象になるといったら、問題はないか。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 そうですね。

教育長 おっしゃるとおりかと思います。平等な利用の確保がされなければ失格と書いてありますが、それ以外の点数、これにも恐らくクリアすべき基準というのはいくらあって、その総計が多分総合的な点数の基準になっていくのかなと思われまいますので、総務課にそういうご意見があったことを伝えながら、改善を促してみたいかでしょうか。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 はい。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。
そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 なければ議案第78号は原案のとおり決することといたします。ありがとうございました。

◎議案第79号(非公開)

◎議案第80号(非公開)

◎議案第81号

教育長 議案第81号「会津美里町学校給食用食材の納入業者の選定に関する要綱」を議題といたします。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 (議案第81号「会津美里町学校給食用食材の納入業者の選定に関する要綱」説明)

学校給食センター所長 (追加説明)

教育長 ご質問、ご意見があればお願いいたしたいと思います。特にございませんか。

委員 まず1つ、第3条の3行目に、町内生産者団体等、等はどのような意味か分かりませんが、添付書類を省略することができる。1から8まであります。これは制限なく、例えば全てを省略できるのか、それともどれが省略できるのかというのは、これでは分からないわけです。単純に省略するという規定が適当、妥当だとは思えないのです。

2つ目。(4)の次のページ、18の一番上、納税証明書等で括弧書き。会津美里町に対し納税義務がある業者に限ると言っているのは、対象になるのは納税義務があ

る業者に限るというその裏返しでいけば、例えば会津美里町に納税していない業者は対象にならないのか、それとも納税していなくても、会津美里町に納めていた場合だけ証明書を出して、ほかの土地に住んでいても、それは可能なのかということ、対象を絞っているのか絞っていないのか。この規定は、納税義務があつて、納税証明書が出せる人は出してほしい、ほかの人はいけませんよという規定に見えるが、分かりにくかったので、確認をさせてほしい。

教育長 第3条の町内生産者団体等は省略することができる添付書類の範囲はあるのかというご質問でした。

学校給食センター所長 第3条、3行目、町内生産者団体等は申出により添付書類を省略することができるというところです。高田地域のいわゆる任意の団体があり、そちらについては、営業許可を取っておりませんので、この営業許可を要する業者に限るというふうに第1号、2号、3号とありますが、こちらについての添付をそもそも出すことができない、またないので、これを省略することができるというような規定です。もう一点、第4号の納税義務がある業者に限るという規定ですが、納税義務のある町内業者に対して、会津美里町が発行する納税証明書を提出することができる業者という意味で、他の市町村からの納税証明書までは必要としないという規定です。

委員 分かりましたが、生産者団体で限定されるのではあれば限定されることが必要なのではないかと。これだと省略することができるのは対象になっているのかどうかとはっきりしないのです。生産者団体に対しては、ある意味特別な扱いしますよというのは、それはそれでいいと思うが、最低でも例えば宣誓書とか、誓約書は必要になるということはないか。

学校給食センター所長 こちらの第1号、2号、3号につきましては、それぞれ各生産者団体については、提出することができませんが、それぞれの代表者の方がいらっしゃいます。その方につきましては、第5号、6号、7号の宣誓書、誓約書、規約や構成員の名簿、参考見積りについては、提出をしていただくように考えております。

委員 そうしたらそこをはっきりさせるべきではないか。1から4までか、1から3までか分かりませんが、そこを除いて申請できるというのなら分かりますが、省略できる人は全部省略するのかという、お聞きしたいのはそういう意味です。省略できると特定すべきではないか。

それから、4の納税証明書がそうすると会津美里町にあればつけさせて、それ以外の方は町に払っていないからいいと。何かその差別は必要あるのか。

教育長 そうですね、逆に言うとなぜ求められるのかという。

委員 裏返せばなぜ求められるのかとならないか。納めている人が対象になるのは分かるが、会津美里町だけでほかのところ証明書要らないとなると、ではこの項目要ら

ないのではないかという話にならないか。ほかの人は出さないのに、何で自分たちだけ出さなければいけないという、何かほかにも必要であれば対象にすればいいでしょう。だから、会津美里町に限定するのかなと思ったのだが、そうではないですよ。これは、ほかに例えばここだけではなくて、こういうふうなことで規定する規定の仕方があるのですか、会津美里町というのは。特殊だからないのかな。排除するときに、これを使うときあるのですが、排除しないわけだから、そうなったら差別になるのか。

教育長 納税証明書等と書いてあるので、等は何を入れているのかちょっと分からないですが、税以外の書類などを町内の業者に求めないのかも含めて、整理が必要かというのがあります、確かに。

委員 結局地産地消というところに絡まって、その文言的なところは分からないが、地産地消となると、やはり町内ではないですか。喜多方市や会津若松市など外部から取り寄せるのではなくて、地産地消として町内から取り入れるというのがあれなので、その辺との絡みが整理できないが、結局熱塩小なんかもそうです。給食は地産地消でやっています。熱塩小学校、中学校の給食は、随分昔から地産地消でやっているのですけれども、自分たちの地元で取れたものを使っているわけです。

学校給食センター所長 こちらの第3条の第4号の添付書類につきましては、町に対して当然納入していただくものなので、町に対する納税を滞納していないかというのを確認する条項のものです。ですので、会津美里町に対しての納税義務をきちんと履行していることを確認するため、納税証明書の添付を求めたところです。

教育長 多分それは皆さん分かりましたので、例えば会津若松市で滞納している業者は認めるのかということはどうなのですかというようなこともあるわけです。

学校給食センター所長 町外のところですね。

教育長 それは、大丈夫なのですか。

学校給食センター所長 町内に限定したものというのは規定しておりましたので、町外のものについては、ここの中では想定はしておりません。

教育長 業者を町外の業者は想定していない。

学校給食センター所長 納税の部分についてのもので、証明書を提出しておいていただく部分については、想定はしておりませんでした。

委員 これ、逆の関連で縛りをつけるということ。

委員 町内だけなのです。

委員 今のはそうではないです。センター長の答えは、町外の人が出しても納税証明書は取らないというのです。それでいいかどうかは分からないが、取りにくいとは思いますが、差別にならないかということ。片や納税証明書を出させておいて、片や何も添付書類がないというのは、ほかに担保するのは難しいかもしれませんが、その差別はいいのかというのが疑問で、納税証明書を取るのが悪いわけではないですが、必要かもしれません。差別になってしまうという気がします。

委員 先ほどから伺っているのですが、地産地消という観点からとは、町内ということ限定しているわけではないのですか。私は、地産地消という言葉聞いたときには、全体的には学校給食関係はいろんなところから業者は来るでしょうが、ほかからは入れずに、地産地消、18ページの第8条の3項あたりとの絡み合いで、町の特産物だけではなくて、地産地消に関わる件の規定かなと思ったのですが、その辺がちょっと分からない、どうなりますか。

学校給食センター所長 今ほどの地産地消の考え方というのが同様の申請、例えば町外の任意の生産者団体につきましては、そこからの納入は基本的には第1条から、第1号、2号、3号が必要ですが、町内の任意の生産者団体につきましては、先ほどの地産地消という考え方から、1、2、3、4につきましては、省略をしますという考え方です。重ねてですが、第4号の納税証明書については、今申し上げておるのですけれども、町内の納税義務の履行確認とありますが、町外に事務所、作業場等を持っている業者の方に対して、整理は必要になるかと思えます。

教育長 そうしますと、整理の方向性でありますか。

委員 納税証明書等々は、会津美里町に対してだけ、全部から取るわけにいかないのですか、全事業者のほうから頂く方が。普通の公募とか、そういうのは納税証明書が確実に出されると思うので、やはり納税ができない業者に関しては入れないよというのがスマートな感じがしますが、実際に会津美里町の学校給食に関して、町外の業者が入るわけですね。入らないと間に合わないという部分も実際あるわけですね。

学校給食センター所長 説明が繰り返しのになってしまいますが、18ページの第4号の納税証明書等括弧というふうに書いてありますが、今ほどのご意見を整理させていただきまして、納税証明書はこちらに申請をされる方、先ほどの町内の生産者団体等は除くとありますが、第4号につきましては、納税証明書を添付ということで、等、そして括弧以降は削らせていただければと思います。

教育長 基本的にはどの業者にも求めるということですね。

学校給食センター所長 納入の申請を行う業者については、納税証明書を添付していただく、納税をきちんと履行されている業者だという確認を取らせていただきたいと思います。

教育長 そうすると、指摘されました第3条の3行目以降のところについては、例えば町内生産者団体等は申出による添付書類のうち、次の各号に掲げる添付書類のうち第1号から4号については省略することができるという整理でよろしいですか。

学校給食センター所長 はい。

教育長 委員、いかがでしょうか。

委員 はっきりさせたほうがよいのではないかと考えており、要綱で省略できる書類を明確にする必要があります、また、納税証明書を町内に限る根拠もないと思います。

教育長 それでは、そのような方向で整理をしていただくということでございますので、よろしくお願いをします。

そのほかのところでご質問、ご意見ありましたらお願いします。

私一つ懸念していたのは、始めたときに、毎年今までは年度当初に売買契約を交わして、随意でやっていたというところですが、これができることによって、今まで納入されてきた業者が排除されたりという懸念はないかどうか、その辺町民の方で納入されていた方が不安に思う方がいらっしゃると思うのですが、そのケアも含めながら、何か懸念はないのかどうかというところはいかがか。

学校給食センター所長 令和3年度につきましては、高田学校給食センター、新鶴学校給食センター、町内、町外含め27の事業者の方々からの納入を認めているところでございます。この点につきましては、それぞれ皆さん営業許可をお持ちであったり等もございますが、そちらにつきましても、あらかじめこういった書類等々をお送りして、このところについての書き方であるとかというのは、フォローしていこうと思います。これによって、より安心、安全かということをさらに担保するというような要綱でするので、既存の業者を切り捨てたり、排除するというような趣旨ではございません。

教育長 ありがとうございます。
そのほかご質問はないでしょうか。

委員 細かいところ幾つかあるので、本質的なところだけ今お聞きしましたので、その後でちょっと事務局に確認させていただきたい。

教育長 もう少し事務的な細かいところについては、審議外でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。
 それでは、この要綱については、いろいろ修正点ありましたが、修正了ということで進めてよろしいのか、もう一度12月に上程したほうがよろしいか、いかがでしょうか。

委員 間に合いません。

委員 日程的に間に合いません。

教育長 12月1日施行、何で12月1日に施行と。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 登録申請、受付を開始したいという。

教育長 12月1日に申請するの。

委員 いつから始まるのですか。

学校給食センター所長 4月7日になります。

委員 では、本当に時間がないというか、ぎりぎりなのですね、この手続。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 修正をして、その内容を委員に送るということで了承していただく。

教育文化課長補佐 委員と事務的なやり取りをさせていただいて、修正したものを私から皆様にメールか何かで送らせていただいて、ご確認いただいて、了承をいただくというような流れでは。

委員 質疑はあとありませんから。

教育長 よろしいですか。

（「はい」の声あり）

教育長 法律的なところとしては、第3条部分2か所修正をするということで、ご了解いただきましたが、その他の細かいところについては、体制に影響ないということで、事務的な修正を加えた上で委員の皆さんに確認をしていただくということで、修正了としていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 議案第81号については修正了ということで、原案のとおり決することとさせていただきます。

5. 協議事項

教育長 5番の協議事項でございますが、(1)番の文教施設訪問について、事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長補佐 ((1)「文教施設訪問について」資料により説明)

(日程について調整)

教育長 14日火曜日の午前中に設定させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 よろしくをお願いいたします。
その他とありますが、事務局から何かございますか。

教育文化課長補佐 ありません。

教育長 皆様方から協議事項何かございますか、その他。

(「なし」の声あり)

教育長 では、協議事項を終わらせていただきます。

6. 報告事項 ((3)、(4) 非公開)

教育長 6番の報告事項でございます。
まず、(1)の学校給食運営委員会臨時会の審議結果について、事務局から説明をお願いいたします。

学校給食センター所長 ((1)「学校給食運営委員会臨時会の審議結果について」資料により説明)

教育長 事務局の説明が終わりました。
皆様方から何かご質問ありましたらお願いをしたいと思います。

委員 ますます米離れが進んでしまうという気が、1週間にパンが1回、めんが1回、

あと御飯が3回という形ですよ。確かに生徒に聞いたらそうになってしまいますが、今米価も下がってきて、会津美里町の生産者、農家の方々も大変だということを考えると、どうなのかと。決定ですので、これは私見です。すみません。

教育長 そういうご意見もございました。私も同様な意見を申し上げたのですが、採用いただけませんでした。おいしい地元のコシヒカリ食べさせたらいいだろうと。子ども達のアンケートを見ますと、やっぱりパンやめんを多く食べたいというような子どもの意見もかなり斟酌したようで、そういう流れもやむを得ないかなという感じでした。地産地消様々な食品、食材ありますけれども、進めるご検討いただければなど、今のご意見も十分に酌んでいただければと。
そのほかございませんでしょうか。ないですか。

(「なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。
続きまして、(2)の共催・後援承認依頼についてお願いをいたします。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 ((2)「共催・後援承認依頼について」資料により説明)

教育長 34ページまでです。よろしくお願ひしたいと思います。
皆様方から何かございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 (3)の児童・生徒に関する事、(4)の教職員に関する事に進みたいと思いますが、この2つについても個人情報が入りますので、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項に基づき、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 ((5)「生涯学習に関する事」資料により説明)

教育文化課課長補佐 (追加説明)

教育長 皆様方何かご質問等はお持ちでしょうか。

委員 私が要望していたのは、授乳室とか、そういうところを最初に行ったときなかったので、そういうのを入れてもらって、やっぱりそうすると小さいお子さん持っている方も安心して来られるかなというので、まずひとつ入っているのはよかったと

思っていますけれども、あとキッズルームとか、そこら辺がよかったかなと。

委員 これは、施設の名称は何になるのですか。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 名称は分かりません。

委員 生涯学習センターではないから。

教育文化課課長補佐 複合文化施設のミニチュア版みたいな、本郷生涯学習センターなのか、支所なのかというところです。

委員 名称募集ですか。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 ここもじげんプラザとあります。

教育文化課課長補佐 愛称がいいと思うのですけれども。

委員 しかし、施設の管理料全体はどうするのですか、余計な話ですが。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 できれば支所でやっていただきたいと。現在支所で本郷庁舎を管理しているので。

委員 管理はあれでしょうけれども、施設もこれだけ。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 施設の利用に関しては、生涯学習センターだと思いますが。

委員 それが主体。

教育長 夜間も使いますから、生涯学習センターでやるしかないです。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 現在の本郷庁舎の利用は本当に日中だけなので。

教育長 土日や夜間も考えると、やるしかない。

委員 長い時間、利用できる施設だと思うのです。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 支所機能と福祉機能と防災機能を備えた生涯学習センターとなるかと思います。

教育文化課課長補佐 事前配付させていただいております公共ホール音楽活性化事業のチラシにつきましては、150枚指定席限定ということでチケットを作り、今月4日から販売開始

し、昨日までで120枚、残り少なくなっておりますので、よろしくお願ひします。

教育長 生涯学習関係終わりましたが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 教育関係施設に関することはありますか。

教育文化課長補佐 ((6)「教育関係施設に関すること」資料により説明)

教育長 説明がありました。

私も意見は言ったのですが、卒園していく子ども達もいるので、可能ならなるべく早く引っ越しして、少しでも新しい園舎の生活を体験させてあげたらどうかというところで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ということで進めたいと思います。委員の皆さんもぜひ事前の内覧とかもできればいいのかなと思います。今後新鶴小中学校に行ったときに、見る時間はない。二、三十分あれば一通り見られると思うのですが。

教育文化課長補佐 調整したいと思いますが、前回訪問時も午前中びっちりだったので、うまくスケジュール組まないと厳しいかなと思うのですが、検討してみます。

教育長 授業そのものをじっくり見るということではなくてもいいのかなとは思いますが、

じっくり見なくても、ぜひご検討いただければと思います。

教育長 (7)の事務局報告事項お願ひをします。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 ((7)「事務局報告事項について」説明)

教育長 何かお気づきの点ございますか。

委員 教育長の報告にもあったのですが、学校経営ビジョン研修会が行われたのはすばらしいなと思って、7校の校長先生方が一緒に研修することが意識の高まり、軸が伝わっていくのかなと思って、すごいなと思ったので、感想です。

教育長 非常に良い研修なので、継続していきたいという、校長先生方の意識の高まりもありますし。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 その他何かございますでしょうか。

教育文化課長補佐 事務局からはございません。

委員 給食センターの中で、食育というのをやられていて素晴らしいなと思ったのですが、栄養教諭はいらっしゃるわけですか。

学校給食センター所長 高田学校給食センター内には、栄養教諭の方が1人で、新鶴学校給食センターについては、栄養技師の方、技師なので給食の授業はできないのですが、そのときそのときに給食の訪問で指導などを行っています。

教育長 なければ6については終わらせていただきたいと思います。

7. その他

教育長 7のその他です。
今後の行事予定について事務局からお願いします。

教育文化課長補佐 ((1)「今後の行事予定について」資料により説明)

(日程について協議)

教育長 12月21日火曜日、午前9時でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 午前9時からということで、設定させていただきますので、よろしく願いいたします。

8. 閉会

教育長 以上をもちまして第16回会津美里町教育委員会11月定例会を閉会いたします。

○閉会時刻 午前10時42分